

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年9月21日（平成30年（行個）諮問第159号）

答申日：平成30年11月13日（平成30年度（行個）答申第135号）

事件名：本人が告発した特定事件の告発状等の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「（1）特定年月日付け，告発人開示請求者本人，被告発人特定個人に係る背任未遂事件の告発状，上記（1）の事件の不起訴理由」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年6月20日付け特定文書番号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び各意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

公益性。ギャンブル依存症家族の子供の生活不良改善の為。

##### （2）各意見書

別紙の1ないし3のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### （1）開示請求の内容

本件開示請求は，平成30年5月24日に処分庁で受付されたものであり，「（1）特定年月日付け，告発人開示請求者本人，被告発人特定個人に係る背任未遂事件の告発状，上記（1）の事件の不起訴理由」に記録されている保有個人情報を対象としたものである。

##### （2）処分庁の決定

処分庁は，請求内容から，本件開示請求に係る保有個人情報として，

不起訴記録に記録された保有個人情報を特定し、不起訴記録は訴訟に関する書類に該当することから、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

## 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、審査請求書において、保有個人情報の開示をしない旨の決定の取消しを求めているところ、諮問庁においては、これを維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当するとして不開示とした決定の妥当性について、理由を述べる。

## 3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の適用除外とされたものである。

## 4 不起訴記録が「訴訟に関する書類」に該当することについて

刑訴法53条の2は、法の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録も含む趣旨であると解することが相当である。

つまり、不起訴記録は、①典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいという点で訴訟記録と異なること、②証拠として公判廷に提出されるなど公開の法廷において審査の対象とされたものではなく、捜査密行の原則の下に取得さ

れ、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであり、事件関係者の個人情報保護の観点から、訴訟記録より慎重な取扱いが求められていること、③当該事件が不起訴事件であっても、その記録が開示された場合、関連する事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があり、また、他の事件においても、開示されることを危惧して、事件関係者が捜査への協力をちゅうちょするなど、将来の刑事訴訟手続への支障のおそれがあることから、刑訴法53条の2は、「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定し、不起訴記録についても、法第4章の適用除外とされたものであると解される。

5 本件開示請求に係る保有個人情報「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することについて

前述のとおり、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴記録、裁判所不提出記録はもとより、今後訴訟記録等になる可能性のある書類について、これに該当すると解される。

本件開示請求は、「特定の刑事事件における告発状及び同告発事件の不起訴理由」を対象とした請求であり、不起訴記録に記録された保有個人情報の開示を求めるものであることは明らかであるところ、不起訴記録は「訴訟に関する書類」に該当し、これに記録された保有個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

6 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月25日 審査請求人から意見書1及び資料並びに意見書2を收受
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書3を收受
- ⑤ 同年11月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「(1) 特定年月日付け、告発人開示請求者本人、被告発人特定個人に係る背任未遂事件の告発状、上記(1)の事件の不起訴理由」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

### (1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。また、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される。

### (2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報は、要するに、開示請求者（審査請求人）が、特定の刑事事件に関し、特定個人を被告発人として特定年月日付けで告発した告発状及び当該告発事件の不起訴理由が記載された文書に記録された保有個人情報であることから、当該告発事件に係る不起訴記録に記録された保有個人情報の開示を求めるものであることは明らかである。

そうすると、上記(1)のとおり、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録だけではなく、不起訴記録も含まれると解されるのであるから、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判

断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

## 別紙

### 1 意見書1（添付資料省略）

特定県知事IRカジノシンポジウム「“突飛な事言う人話除く”」辞書＝常識からひどく外れていて

2018年10月25日尊敬される御先祖様と成るの

情報公開・個人情報保護審査会 理由説明書送付

諮問事件

諮問番号：平成30年（行個）諮問第159号

事件名：本人が告発した特定事件の告発状等の不開示決定（適用除外）に関する件

：備忘録：「“お父ちゃん仕事，お母ちゃんお風呂”」（居留守言わされる幼い兄弟姉妹）（実体験 家業付随集金業務の際）

：【ギャンブル・ゲームIRカジノ入場停止要請】⇒家族に負担⇒入場禁止要請に対して暴力等被害予見！⇔「公的支払未納・電気ガス水道料金⇒延滞・未納家庭者入場規制禁止」すれば家族に対する八つ当たり暴力等減少予見！⇔規制設けなければギャンブル貧困家庭一家心中自殺予見！発生すれば例「”国土交通省前で腹切“」（以前 諫死発言＝特定県知事）

：依存症貧困家庭本人入場規制⇒「確定診断」受ける確率⇒極小予見！拘引警察官要請出動確実可能でしょうか？

：特定法律事務所特定職員⇒御指名感謝⇒発言者＝☆唯一私⇒審査請求人だけが質疑許された！主催者側から「時間無いので手短にと」マイク取られ質疑サエギ・遮られる！ ⇔これで県費支出【シンポジウム討論会開催】アリバイ条件不備指摘！

：備忘録：特定市長⇒刑法247条背任罪⇒特定地検特定検事へ刑事告訴済⇒不起訴＝【嫌疑不十分】

：⇒検察審査会「不起訴相当」⇒2018年4月適正手続確認の為情報公開⇒不開示！検察審査会⇒30日⇒更に30日後不開示！ ⇔憲法31条適正手続違憲！刑法193条公務員職権濫用罪！

：憲法違反の施設創設！？カモフラージュ・隠れ蓑！？「ギャンブル⇒ゲーミング」言い換え！

：特定県知事【“世界一厳しい規制”】 ⇔子供生活環境守るギャンブル依存症家庭公的料金完納済み入場規制憲法30条違憲公務員サービスの宣誓違反！

：憲法30条納税義務 国民三大義務 歳入庁創設無！⇒年金等公的義務費未入金・不払い⇒破綻看過放置！

【ゲーミング】とは，勝負・競技，ゲームをプレイすることである。または，いわゆるゲーミングデバイスに対して，ゲーム用という意味で用いられ

る表現である。

賭博 特定URL A

賭博（とばく 英：g a m b l i n g，独：G l ü c k s s p i e l，仏：j e u d ' a r g e n t）とは，☆金銭や品物を賭けて勝負を争う遊戯のこと。賭（け）事，博打（ばくち），博奕（ばくえき），勝負事とも。英語ではg a m b l i n gと呼ぶのが普通であるが，カタカナでは「ギャンブル」と表記されることが・・・

◇シンポジウムは，フォーラムよりも「意見交換」の意味合いが強い言葉です。語源は古代ギリシャの【饗宴】に由来すると言われています。

【討論】【名】（スル）「討論会」ある事柄について意見を出し合って議論をたたかわせること。

【s y m p o s i u m シンポジウム】一つの問題について何人かが異なる面から意見を述べ合い，質疑応答をくりかえす形の討論会。

【フォーラム】公開討論会，あるいはそれを行う場所の意味。もともとは古代ローマの公共広場をこう呼んでいたのが由来とされている。

□横盗法可決済！□消費税法 平成24年8月22日法律第68号附則18条2項税制の抜本的改革・・・減災防災・・・経済に資する重点配分・・・⇒【200兆円】強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）

◇統合型リゾート（IR）シンポジウム

開催日時特定年月日☆（特定曜日）午後○時から午後○時

特定会場

（特定住所）

本日開特定会場！依存症子供家庭環境不守IRカジノ30条違憲施設 ⇄ 知事推進利害関係者

【とっぴ 突飛】《「ーだ」「ーな」の形で》常識からひどく外れていて，人々があっと驚くようなさまであること。「ーな服装」

【突飛（とっぴ）】の意味 特定国語辞書

特定URL B>国語辞書>品詞>形容動詞

とっぴ【突飛】〔形動〕〔文〕〔ナリ〕並み外れて風変わりなさま。また，あまりにも思いがけないさま。奇抜。「突飛な言動」「突飛な発想」〔派生〕とっぴさ〔名〕

## 2 意見書2

告訴の事件番号，存否を確認できる事件ナンバーの告知を，要望します。

## 3 意見書3

特定地方検察庁被害者支援室：情報告知 例：4件 判決，処遇，出所日等⇒被告人の情報告知され，犯罪被害者側に寄り添制度事実！

憲法30条納税義務未納者ギャンブル貧困⇒税未納＝市県民税徴収義務特定市長！

刑法247条 背任罪 被害者＝特定市民県民 審査請求人

保護法益 財産，信頼関係，主体 他人のためにその事務を処理するもの（身分犯），客体 財産上の利益（全体財産），実行行為 背任行為

被害者支援：特定地方検察庁

特定URL C

被害者支援について，被害者やその遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるために，犯罪被害者への支援活動に専従する「被害者支援員」を配置しています。・・・特定地方検察庁被害者支援室・・・被害者支援員制度，被害者ホットライン，被害者等通知制度；・捜査段階での被害者支援（法務省ホームページへ）被害届の・・・

詳しくは「犯罪被害者の方々へ」（法務省ホームページへ）

被害者ホットライン

被害者の方が，気軽に検察庁へ被害相談や事件に関する照会などを行える環境を整備するために，各種の問い合わせ受付の専用電話として「被害者ホットライン」を設置しました。「被害者ホットライン」は，電話だけでなくファックスでの利用も可能です。

犯罪被害者のためのお問い合わせ窓口（被害者ホットライン連絡先）

特定地方検察庁 被害者支援室

特定電話番号 特定FAX番号

月曜～金曜日（祝日等を除く）

午前〇時〇分～午後〇時〇分

・被害者支援のための一般的制度（法務省ホームページへ）

被害者支援員制度，被害者ホットライン，被害者等通知制度

・捜査段階での被害者支援（法務省ホームページへ）

被害届の提出・告訴・告発，捜査，事件の処分（起訴と不起訴），不起訴記録の閲覧

・公判段階での被害者支援（法務省ホームページへ）

犯罪被害者等に関する情報の保護，証人尋問，傍聴，冒頭陳述の内容を記載した書面の交付，公判記録の閲覧・コピー，被害者の意見陳述制度，被害者参加制度，被害者参加人のための国選弁護制度，刑事和解，損害賠償命令制度

・少年審判に関連する被害者支援（法務省ホームページへ）

少年事件の記録の閲覧・コピー，被害者等の意見陳述制度，被害者等による少年審判の傍聴，被害者等に対する審判状況の説明，審判結果等通知

制度，被害者等通知制度（少年審判後の通知）